

条例第4号

宇和島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

岡原文彰

ある職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満で

ある職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で

ある職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で

ある職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で

ある職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で

ある職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で

ある職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で

ある職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で

ある職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で

ある職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3・4 (略)

(3) (略)

3・4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月 _____ の市長が規則で定める日に支給する。

7 （略）

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

9 （略）

長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、____特別料金等相当額をその支給単位期間で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）の市長が規則で定める日に支給する。

8 （略）

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

10 （略）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。